

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会 タイプ別認証規程

第1条(総則)

本規程は、基本規程第6条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)のタイプ別の認証(以下「タイプ別認証」という。)に関することについて定める。

第2条(目的)

タイプ別認証は、総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の特徴を可視化することにより、総合型クラブが公的機関をはじめ様々な地域組織との連携を促進することを目的として行うものとする。

第3条(種類)

タイプ別認証の種類は、全国協議会常任幹事会(以下「常任幹事会」という。)の議決により設定する。

2. タイプ別認証の種類は、「タイプ別認証基準細則」に定める。

第4条(認証申請)

タイプ別認証は、基本規程第5条に基づく登録クラブが、全国協議会が別に定める当該タイプ別認証基準を具備したものをもち、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「都道府県協議会」という。)に都道府県協議会が定める期日月までに申請し、都道府県協議会が取りまとめ全国協議会に2月末日までに申請する。

2. 登録クラブは、複数のタイプ別認証を申請することができる。

第5条(認証審査)

全国協議会は、登録クラブからの認証申請に対し、認証審査を実施する。

2. 認証審査については、別に定める。

第6条(認証)

全国協議会は、前条に定める認証審査において、全国協議会が定める当該タイプ別認証基準を具備していると認められるクラブを認証クラブとして認定する。

2. 認証クラブに対しては、本会会長名および全国協議会幹事長名による認定証を発行する。

第7条(有効期間)

認定の有効期間は、認定後4年以内に終了する事業年度の3月末日までとする。

第8条(認証更新審査)

各タイプ別認証は、4年度ごとに更新する。

2. 認証更新審査については、別に定める。

第9条(特別審査)

全国協議会は、認証クラブが次の事項に該当する場合、認証基準の具備状況を確認するために、特別審査を実施することができる。

- (1) 認証クラブにおいて、当該タイプの事業運営に大きな変更が生じた場合。
- (2) 認証クラブにおいて、認証の信頼性を損なう重大な事項が生じた場合など。

2. 特別審査については、別に定める。

第10条(認定の取消)

認証したクラブが、次の事項に該当する場合、認定を取り消す。

- (1) 第7条で定める認証有効期間内に、登録がなくなった場合。
- (2) 当該タイプの認証基準を満たさなくなった場合。
- (3) 登録規程第11条で定める処分を受けた場合。

ただし、処分の種類が「注意」または「勧告」の場合、第9条に定める特別審査により当該タイプの認証基準の具備状況を確認し、取り消しについて全国協議会が判断する。

- (4) 認証クラブから、認証取消の申し出があった場合。

第11条(認証審査料)

認証を新規に申請するクラブは、審査料として1タイプ1回の審査に対して30,000円(税抜)を全国協議会に納めるものとする。

2. 認証の更新を申請するクラブは、審査料として1タイプ1回の更新審査に対して30,000円(税抜)を全国協議会に納めるものとする。
3. 特別審査の対象となるクラブは、審査料として1タイプ1回の特別審査に対して30,000円(税抜)を全国協議会に納めるものとする。

第12条(認証認定料)

認証クラブは、全国協議会が定める認定料として10,000円(税抜)を納めるものとする。

第13条(個人情報の扱い)

本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。

第14条(特記事項)

本規程に定めるほか、タイプ別認証に関して必要な事項は、全国協議会常任幹事会の議決を経て、別に定める。

第15条(改定)

本規程は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則(令和7年1月22日)

- 1 本規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和7年5月末までは、第4条第1項に定める都道

府県協議会が取りまとめて全国協議会に申請する期限については、「2月末日まで」を「5月末日まで」とする。